

労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金・再就職支援給付金・定着講習支援給付金）

労働移動支援助成金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対し、雇用対策法に基づく再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた事業主、又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく求職活動支援書若しくは定年又は継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところによる退職により離職することとなっている60歳以上65歳未満の者の希望に基づき、当該者について作成した書面を作成する前に求職活動支援基本計画書を作成し、公共職業安定所長に提出した事業主が求職活動等のための休暇を付与する場合等や、再就職に関する相談室の設置、求人の開拓員等の配置を行い職業相談や求人開拓を行う場合、民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、再就職を実現させた場合、又はそれらの者を雇い入れた事業主が当該者が従事する職務に必要な知識若しくは技能を習得させるための実習その他の講習を実施する場合に、助成金を支給するものです。

労働移動支援助成金には、求職活動等支援給付金、再就職支援給付金及び定着講習支援給付金の三種類があります。

なお、労働移動支援助成金には、上記の三種類の他に、独立行政法人雇用・能力開発機構において支給業務を行う「建設業労働移動円滑化支援助成金」があります。

【求職活動等支援給付金（休暇付与等）】

受給できる事業主等

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- 1 雇用対策法第24条第1項又は第25条第1項に規定する再就職援助計画(以下「再就職援助計画」といいます。)を作成し、同法第24条第3項又は第25条第1項の規定による公共職業安定所長の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」といいます。)又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第17条第1項に規定する求職活動支援書若しくは同項の規定の例により、定年又は継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところによる退職により離職することとなっている60歳以上65歳未満の者の希望に基づき、当該者について作成した書面(以下「求職活動支援書等」といいます。)を作成する前に求職活動支援基本計画書を作成し、公共職業安定所長に提出した事業主(以下「提出事業主」といいます。)であること。
- 2 1の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。
- 3 1の再就職援助計画の対象となる被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びに認定事業主に被保険者として継続して雇用された期間が1年未満である者及び認定事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除きます。以下「計画対象被保険者」といいます。)又は求職活動支援書等の対象となる被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びに提出事業主に被保険者として継続して雇用された期間が1年未満である者及び提出事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除きます。以下「支援書等対象被保険者」といいます。)に対し、求職活動等のための休暇(労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除きます。)を与える事業主であること。
- 4 計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に対し、3の休暇の日について、通常支払われる賃金の額以上の額を支払う事業主であること。

5 3の休暇を付与される計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に係る休暇の付与の状況及び賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

注意

次のいずれかに該当する場合には、これらの助成金は支給されません。

- イ 申請事業主が、労働保険料を2年間を超えて納入していない場合
- ロ 申請事業主が、不正行為により過去3年間に雇用保険三事業に係るいずれかの助成金の支給を受け又は受けようとした場合

受給できる額

- 1 求職活動等のための休暇1日あたり4,000円です。ただし、計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者1人あたり30日分（ ）を限度とします。
- 2 教育訓練に必要な経費を全額負担した場合に限り、1日あたり1,000円加算されます。ただし、計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者1人あたり30日分（ ）を限度とします。
平成17年3月31日までに付与した休暇については、求職活動等支援給付金の助成対象期間の上限を30日から60日に延長します。

受給のための手続

当該給付金を受給するためには、計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者が離職した日から2か月以内に、必要な書類を添付して、支給申請書を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出することが必要です。詳しくは、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせ下さい。

【求職活動等支援給付金（相談室設置等）】

受給できる事業主等

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- 1 認定事業主又は提出事業主であること。
- 2 再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。
- 3 計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に対し、再就職に関する相談室の設置（以下「再就職相談室設置事業」といいます。） 求人の開拓員の配置（以下「開拓員配置事業」といいます。） 又は再就職に関する職業相談を行う相談員の配置（以下「相談員配置事業」といいます。）を行う事業主であること。
- 4 再就職相談室設置事業の内容及び開拓員等の勤務状況や活動内容及び開拓員等に支払った賃金等の額を明らかにする書類を整備している事業主であること。

注意

次のいずれかに該当する場合には、これらの助成金は支給されません。

- イ 申請事業主が、労働保険料を2年間を超えて納入していない場合
- ロ 申請事業主が、不正行為により過去3年間に雇用保険三事業に係るいずれかの助成金の支給を受け又は受けようとした場合

受給できる額

再就職相談室設置事業、開拓員配置事業又は相談員配置事業を行うのに要した費用の1/4の額を75万円を限度に支給します。(中小企業事業主については当該費用の1/3の額を100万円を限度に支給します。)

受給のための手続

当該給付金を受給するためには、再就職相談室設置事業、開拓員配置事業又は相談員配置事業を終了した日(当該事業を実施している期間が1年を超える場合は、当該事業を開始した日の翌日から起算して1年を経過した日)から2か月以内に、必要な書類を添付して、支給申請書を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出することが必要です。詳しくは、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせ下さい。

【再就職支援給付金】

受給できる事業主等

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- 1 認定事業主又は提出事業主であること。
- 2 計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の再就職に係る支援を委託する旨を再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に記載した事業主であること。
- 3 2の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。
- 4 再就職援助計画の認定後又は求職活動支援基本計画書の提出後に職業紹介事業者(職業安定法第32条の3第1項に規定する有料職業紹介事業者に限る。)(再就職支援給付金の支給に関し厚生労働省職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)に計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担する事業主であること。
- 5 4の委託に係る計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の離職の日から3か月()以内に当該計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。

不良債権処理の加速に伴い、雇用調整を行わざるをえない事業主が作成する雇用調整方針における離職を余儀なくされる労働者については当分の間、6か月とする。

- 6 4の委託に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

注意

次のいずれかに該当する場合には、これらの助成金は支給されません。

- イ 申請事業主が、労働保険料を2年間を超えて納入していない場合
- ロ 申請事業主が、不正行為により過去3年間に雇用保険三事業に係るいずれかの助成金の支給を受け又は受けようとした場合

受給できる額

再就職に係る支援の委託に要する費用(再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に係るものに限る。)の1/4の額(1人当たり30万円を限度)です。(中小企業事業主については1/3の額(1人当たり40万円を限度)です。但し、同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書につき300人を限度とします。

受給のための手続

当該給付金を受給するためには、計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の再就職が実現した日から2か月以内に、必要な書類を添付して、支給申請書を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出することが必要です。詳しくは、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。

【定着講習支援給付金】

受給できる事業主等

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- 1 次のいずれにも該当する雇入れを行う事業主であること。
 - イ 雇用対策法第24条第3項又は第25条第1項の規定による認定を受けた再就職援助計画に係る援助対象労働者（認定事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除きます。以下「計画対象労働者」といいます。）又は求職活動支援書等の内容を記載した書面の交付を受けた労働者（当該事業主の事業所への復帰の見込みのある者を除きます。以下「支援書等対象労働者」といいます。）をその離職の日から3か月（ ）以内に継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。
 - ロ 当該雇入れの日の前日までの過去3年間に当該計画対象労働者又は支援書等対象労働者を雇用したことがないこと。

不良債権処理の加速に伴い、雇用調整を行わざるをえない事業主が作成する雇用調整方針における離職を余儀なくされる労働者については当分の間、6か月とする。
- 2 雇い入れた計画対象労働者又は支援書等対象労働者に対し、当該者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための実習その他の講習（当該雇入れの日から3か月以内に開始され、かつ、当該講習の期間が1週間以上のものに限る。）を実施した事業主であること。

時間単位で実施した場合は、その合計時間が当該労働者の7日分の所定労働時間以上であることが必要です。（例：1日の所定労働時間8時間、1日の講習時間4時間の場合、 $8\text{h} \times 7\text{日} = 56\text{h}$ （必要講習時間）、 $56\text{h} \div 4\text{h/日} = 14\text{日}$ より、14日以上講習が必要となる。）
- 3 1イの雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間（4において「基準期間」といいます。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者（当該雇入れに係る者を短時間労働者以外の労働者として雇い入れる場合にあつては、短時間労働者を除く。）について事業主の都合により離職させた事業主以外の事業主であること。
- 4 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること。
- 5 当該雇入れに係る事業所の労働者の離職の状況、講習の実施状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類等を整備している事業主であること。

注意

次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。

- イ 申請事業主が、労働保険料を2年間を超えて納入していない場合
- ロ 申請事業主が、不正行為により過去3年間に雇用保険三事業に係るいずれかの助成金の支給を受け又は受けようとした場合

受給できる額

講習期間が2週間以上の場合は計画対象労働者又は支援書等対象労働者1人当たり10万円です。また講習期間が1週間以上2週間未満の場合は計画対象労働者又は支援書等対象労働者1人当たり5万円です。

受給のための手続

当該給付金を受給するためには、計画対象労働者又は支援書等対象労働者の雇入れの日の翌日から起算して6か月を経過した日から2か月以内に、必要な書類を添付して、支給申請書を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出することが必要です。詳しくは、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせ下さい。